

PTA役員・委員選出対象の考え方

役員・委員選出のルールを分かりやすくご説明します



みんなで支え合い、
子どもたちの学校生活を
より良いものにしましょう！

3つの基本ルール

1 基本ルール

児童・生徒1人につき、
在学期間に原則1回以上、
下記のいずれかを務めます。

- ・本部役員
- ・常任委員長または特別委員長
- ・常任委員または特別委員



PTA活動1回

2 本部役員経験者

本部役員を経験した保護者は、
在学期間終了後に入学する
児童・生徒を含め、
今後は役員・委員選出対象外
とします。



本部役員

3 常任委員長または特別委員長経験者

常任委員長または特別委員長を務めた場合は、
子ども2人分の活動を行なったものとみなします。

- ※ 2人目として数える対象は、委員長を務めた子どもが在籍中に入学した弟妹に限りです。
- ※ 委員長就任時に弟妹が在籍している必要はありません。



常任委員長
特別委員長

スタート



本部役員

本部役員を
経験しましたか？

YES

役員・委員選出対象外
(今後も対象外)



NO



常任委員長
特別委員長

常任委員長または
特別委員長を経験しましたか？

YES



YES

当該児童が在学中に
弟妹が入学しましたか？

NO

子ども2人分
活動済



役員・委員選出対象外

子ども1人分
活動済



役員・委員選出対象

子ども1人につき
1回活動



役員・委員選出対象

③ 常任委員長・特別委員長の「2子分カウント」対象例

対象となる例 (○)

委員長を務めた子どもが在学中に弟妹が入学した場合

長男
(委員長)

在学中に
弟妹が入学



弟妹分も
活動済



対象外となる例 (×)

委員長を務めた子どもが卒業後に弟妹が入学した場合

長男
(委員長)

卒業

弟年後に
弟妹が入学



弟妹分は
活動対象外



ポイント

委員長就任時に弟妹が在籍している必要はありません。
「在学中に入学したかどうか」がポイントです。



1 子ども1人につき 原則1回活動します



2 本部役員経験者は 以後、役員・委員選出対象外です

本部役員経験者



役員・委員選出対象外

3 常任委員長または特別委員長 経験者は子ども2人分として扱われます



常任委員長
特別委員長経験者

2人分

4 「2人分」の対象は、 委員長を務めた子どもが在学中に 入学した弟妹に限られます

